

農地取得の下限面積を 30アールに

農地を買ったり借りたりするには、農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の1つに「下限面積」が定められています。農家が大切な農地を健全に管理し、安定した農業経営を維持するため、買ったり借りたりした後に最低でも50アール以上保有することが農地法上必要とされています。

しかしこの下限面積は地域の実情に応じ変更することができます。町農業委員会は、農家の高齢化などによって担い手が少なくなり、耕作放棄地が増加している状況を踏まえ、5月1日から農地の権利取得に係る下限面積を町内全域50アールから30アールに見直しました。これにより、農地を取得しやすくなり、新規就農の促進、遊休農地などの有効利用による農地利用の最適化を図ることができるようになりました。



また人口減少対策として、町外から移住するなど特定の要件を満たす場合には、下限面積を1アールとする特例を設けました。

詳しくは、下記まで問い合わせください。

☎ 農業委員会事務局(産業振興課内)

☎ 72-6938

7月1日から7日は 「快適環境のまちづくり週間」です！

「快適環境のまちづくり週間」は、子ども議会での提案が契機となって、平成29年度から取り組んでいるものです。地域の快適な生活環境を守るため、町民一人ひとりが環境美化に取り組み、美しく清潔で住みよいまちづくりを目標に、それぞれの立場から環境に配慮した生活を心掛けましょう。

空き缶や紙くずなどのポイ捨てはやめましょう！



日頃からごみの再資源化に協力しましょう！



ごみの分別や減量化を心掛けましょう！

